令和８年９月８日の大雨により
被害にあわれた際の主な支援制度について

問い合わせ先　　大治町役場　　℡０５２－４４４－２７１１

援護制度の名称等	制　度　の　概　要	担　当　課
罹災証明書の発行	災害による被害の程度を証明する書面をいい、主に被災者生活再建支援法に基づく被災者生活再建支援金の申請等に必要な場合の証明書です	税務課・収納課 内線　160
町税の減免	【町県民税・固定資産税】 震災、風水害（水害については床上浸水又はそれ以上の被害）、火災、その他これらに類する災害により被害を受けられた方で、一定の要件に該当する場合に、町県民税（個人分）及び固定資産税が減免される場合があります。	税務課 内線　160
大治町災害見舞金	災害により住家に被害を受けた世帯に支給されます。 住家の全壊　　100,000 円（1 世帯当たり） 住家の半壊　　50,000 円（1 世帯当たり） 住家の床上浸水　20,000 円（1 世帯当たり）	民生課 内線　168
介護保険料の減免	震災、風水害（水害については、床上浸水又は、それ以上の被害）、火災、その他これらに類する災害により被害を受けられた方で、一定の要件に該当する場合に、被災年度の介護保険料が減免される場合があります。	長寿支援課 内線　158
国民健康保険税の減免	震災、風水害（水害については、床上浸水又は、それ以上の被害）、火災、その他これらに類する災害により被害を受けられた方で、一定の要件に該当する場合に、国民健康保険税が減免される場合があります。	保険医療課 内線　144
後期高齢者医療保険料の減免	震災、風水害（水害については、床上浸水又は、それ以上の被害）、火災、その他これらに類する災害により被害を受けられた方で、一定の要件に該当する場合に、後期高齢者医療保険料が減免される場合があります。	保険医療課 内線　170
保育料の減免	災害により居住の用に供する住宅、家財等について被害を受けた方で住宅が全壊、全焼、流失、半壊、半焼、床上浸水等により被害を受けた方は、保育料の 2 分の 1 に相当する額を 6 か月間減免される場合があります。	子育て支援課 内線　166・167
汲取料金助成金	助成内容　床下浸水等で排水機能のない汲取便所が雨水で満杯になった世帯に対し、１回分の汲取手数料を全額助成します。 助成対象　大雨の影響で汲取式便所に雨水が入った住宅及び併用住宅 助成金額　し尿汲取手数料領収書に記載されている金額 受付期間　令和８年１０月３０日（金）まで ［土曜・日曜・祝日を除く］ **※汲取りは１０月９日（金）までに行ってください。** 申請方法　助成を希望される方は、受付期間内に役場にて申請して下さい。 必要なもの（お持ちいただくもの） ・し尿汲取手数料領収書（申請書に原本をのり等で貼付するために必要） ・通帳または通帳のコピー（請求書に使用　※家族のものでも可） ※なお、浄化槽については構造上、大雨で増えた水も排出されるため今回の**助成の対象外**となります。 また、本助成は１回分の汲取に限ります。	産業環境課 内線　124
り災届出証明書の発行	各種保険金の請求手続等に必要な場合に被災者からの申請により、被害があったことを町へ届け出たことを証明するものです。	防災危機管理課 内線　252